

開催月日 令和5年2月15日（水）

開催場所 教育会館301研修室（原則オンライン開催）

令和4年度
第3回調布市環境保全審議会
議事録（確定稿）

事務局　それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第3回調布市環境保全審議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の観点から、オンラインを併用しての会議となります。7人の委員におかれましては、オンラインでの出席となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、高田会長、議事進行をお願いします。

高田会長　それでは、改めまして、令和4年度第3回調布市環境保全審議会を開催いたします。本日は、御多忙にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど事務局から説明がありましたが、本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じて運営することですので、会場の都合上、傍聴の人数を3人までとさせていただきます。委員の皆様のご御理解をお願いいたします。

会場につきましても、会場出入り口の扉を開放した状態で開催させていただきます。

また、オンラインを併用した会議ですので、オンラインで御出席いただく委員の皆様には、発言時以外はミュート設定をいただきますようお願いいたします。発言を希望される委員さんは、会場では直接挙手をお願いします。オンラインで御出席の方については、Zoomの挙手機能を使って発言の御希望をお伝えください。

このほか、本日も正確な議事録を作るために録音をしておりますので、発言はこちらで指名してから行うようお願いいたします。また、発言の前には必ず名字を名のっていただくようお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、定足数について事務局から報告をお願いいたします。

事務局　本日の会議につきまして、事前に近藤豊委員から御都合により欠席される旨の御連絡をいただいております。つきましては、会場にお越しの委員が4人、オンラインで御出席されている委員が7人で、現時点において委員13人中11人の委員が御出席されておりますので、調布市環境保全審議会規則第6条に規定されている定足数に達している状況となっております。

以上です。

高田会長　　ありがとうございました。定足数に達しているとのことですので、引き続き審議会を進めてまいります。

次に、本日の傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。

事務局　　傍聴希望者はありません。

高田会長　　傍聴者なしということですので、このまま審議会を継続します。

なお、審議中に新たに傍聴希望者がある場合には、随時傍聴を認めますので、委員の皆様は御承知おきください。

それでは、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

事務局　　事前に配付いたしました資料は、次第にありますとおり、次第のほか資料1から資料8—2までの10点となっております。また、会場にお越しの委員には、クリアファイルにて閲覧用の各種計画等を机上配付させていただいております。クリアファイルの資料につきましては、審議会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いたします。不足している方がいらっしゃいましたら、お申出いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

高田会長　　ありがとうございます。

本日の会議の位置付けと流れについて、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、本日の会議の位置付けについて説明させていただきます。資料2を御覧ください。

本日の第3回審議会では、1点目として都市計画課から次期都市計画マスタープラン（立地適正化計画）策定に向けた検討について、2点目としてごみ対策課から今年度策定を予定している調布市一般廃棄物処理基本計画について、そのほか、環境省「自動販売機横リサイクルボックスへの効果的な異物混入防止に関する実証事業」への協力について、美化推進重点地区の指定について、調布市下水道浸水被害軽減総合計画について、深大

寺・佐須地域の自然環境保全に係る取組について報告をさせていただきます。

以上です。

高田会長　それでは、本日の議題に入りたいと思います。

調布市の環境基本計画や環境保全に関する基本的な事柄を全般的に調査、審議することがこの審議会の役割でありますので、委員の皆さんにおかれましては、本日も建設的な御意見をお願いいたします。

まずは、報告事項(1)の次期都市計画マスタープラン（立地適正化計画）策定に向けた検討について説明をお願いします。

都市整備部副参事（都市計画担当）兼都市計画担当課長事務取扱　都市計画課の坂本です。よろしくをお願いいたします。

都市計画課長補佐　同じく都市計画課・東海林と申します。よろしくをお願いいたします。私から説明させていただきます。

本日、お時間をいただきまして、都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の中間取りまとめについて御報告させていただきますが、資料は2点御用意しております。資料3-1が中間取りまとめ、資料3-2がスケジュールになっております。中間取りまとめの資料の説明の前に、先に3-2を使いまして、今後のスケジュールを含めてこれまでの検討経緯について御説明させていただきます。

資料3-2を御覧ください。まず市民参加の取組といたしまして、このスケジュール、一番下から2段目、オレンジ色のボックスになっていますが、5月に市民アンケートを無作為抽出で3,000人に実施させていただいたほか、6月から8月にかけてワークショップを計10回開催しました。また、10月には調布市立の小・中学生のアンケートを実施しております。

また、専門的見地からの御意見をいただく場として、スケジュールで言うと上から2つ目以降になりますが、都市計画審議会会長をはじめとした有識者7人で構成された都市計画マスタープラン策定検討委員会を設置しまして、これまでに委員会を6回開催しております。

そのほか、本審議会も含めた関係会議や、庁内の関係課長で構成した課長会など、意見交換や報告を進めているところでございます。

こうした経緯を踏まえまして、今回3-1で御用意した中間取りまとめという形で整理をしたところです。この中間取りまとめにつきましては、このスケジュールの市民参加のところにありますが、1月27、28日に中間報告会とオープンハウスというものを開催して、市民の方に広く周知をしているという状況でございます。

本日は中間取りまとめということで、まだ冊子の形ではありません。これからまだ修正もしていくところなのですが、今回、現時点での方針や施策、方向性の修正等の観点から、ぜひ御意見をいただければと考えております。

本日の説明につきましては、全ての説明は時間の関係でなかなか厳しいので、都市マスで掲げる7分野のうちの環境分野、また、昨年8月に本審議会でもいただいた御意見を踏まえて変更した点を中心に御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、資料3-1をお願いいたします。

目次をお願いいたします。こちら、中間取りまとめということで、まだ計画書は冊子の形ではありませんが、中間取りまとめとしては9章立てで構成しております。

3ページをお願いいたします。策定の視点になります。都市計画マスタープランの策定に当たりましては、現行プランで掲げた8つの視点を、この3ページのオレンジ色のボックスに現行計画策定以降の主な状況変化とありますが、こちらの変化を踏まえまして、4ページをおめくりいただきまして、安全・安心の視点ですとか、環境に配慮したまちづくりなどの視点の見直しを行ったほか、新たな視点として4ページ左上といいますか、一番上の灰色の丸になりますが、マネジメントの視点を新たに取り入れたいと思っています。

これまで整備してきた社会資本の既存ストックの有効活用や、適切な維持管理、運営などの視点から、今回このマネジメントの視点を取り入れているところでございます。

8ページをお願いいたします。こちらが全体構成ということで、これは計画書が冊子になった場合の構成になっています。主に全体構想、地域別構想、立地適正化計画ということで、今回この構成ではないのですが、最終的にはこのような形で冊子として取りまとめしていきたいと考えております。

続いて、9ページをお願いいたします。こちら、まちづくりの構想ということで、まちづくりの理念、将来都市像につきましては、アンダーバーが引いてありますが、専門家の皆さんからも御意見をいただきましたが、こちらの理念ですとか、将来都市像は恒久的に持つべきものという御意見もありましたので、基本的には現行プランから継承してまいりたいと考えております。

その上で10ページをお願いいたします。こちら、新たに次期プラン、20年間の計画となりますので、まちづくりの方向性としてこちらに記載の4点の方向性として今回、次期プランから新たに掲げていきたいと考えております。

11ページをお願いいたします。こちら、将来都市構造図になります。本日は現行計画との比較で、追加や変更のものについて中心に説明させていただきます。

まず、図上の黄色い丸になっていますが、生活拠点という形になります。こちらは駅周辺ではないのですが、人々の活動や地域の交流の中心地となる場所などを生活拠点として設定いたします。具体的な場所としましては、一番南側にあるところから順に、多摩川住宅地区周辺、神代団地周辺、狛江市境の慈恵第三病院の辺りになりますが、国領町8丁目周辺、あと、深大寺の北部のほうに行きますが、中央道の上のほうに黄色い丸が1つありますが、こちらが北部地区一部周辺と、4か所を生活拠点として位置付けいたします。

また、農の里というものが北部、深大寺のエリアと、布田・染地、南側の「中心市街地ゾーン」と書いてあるちょっと下の辺りに茶色の破線があると思いますが、こちら、緑の基本計画に位置付けをしている農の里3か所を今回新たに記載することといたしました。これによりまして、良好な地域環境の維持、保全、活用、武蔵野の面影を感じさせる農景観の形成など、京王線各駅などを中心とするその他の拠点と同様に、形成方針として位置付けをしていきたいと考えております。

続いて、矢印があると思いますが、こちらは前回の審議会でも御意見をいただきました、以前は緑の軸という1種類を設定していましたが、今回、崖線の軸というのが黄緑の矢印、緑の連結軸というのがエメラルドグリーンといいますか、青と緑の中間のような、今、調布駅の赤い丸を中心に深大寺と多摩川、この水と緑の拠点を結んでいるような矢印、あとは西側にも1本ありますが、こちらを緑の連結軸として設定いたしました。

14ページをお願いいたします。ちょっと軸の御説明をさせていただきたいのですが、崖線の軸というものがありません。こちらは調布らしい景観を形成する上で、骨格となる崖線緑地を先ほどの黄緑の矢印で示しています。

もう一度11ページの図面に戻っていただきたいのですが、東側からそれぞれ仙川崖線、国分寺崖線、布田崖線、この3つの崖線の軸を設定しております。崖線緑地などの保全により、美しい景観や自然を感じながら回遊できる人の流れを伴う軸を設定するとともに、身近に緑を親しみ、生態系に配慮した循環型のまちづくりの位置付けに資する軸として形成しております。

また、緑の連結軸につきましては、また14ページをお願いできればと思いますが、こちらは人の流れを伴い、緑の丸、こちらは水と緑の拠点になります。拠点間を連続した緑で結ぶ軸として設定しております。都市計画道路の整備に併せた街路樹の植栽などの緑化を推進することで、人の流れを伴う水と緑の拠点間を結ぶネットワークとしての連続した緑の軸を形成してまいります。

15ページをお願いいたします。ここからが土地利用の方針になります。市の特性を生かしつつ、にぎわいあるまちづくりと暮らしやすい住環境づくりの調和を図るなど、将来都市像を実現するため、土地利用の大きな基本的な考え方をここでは示していきたいと考えております。

例えば、下から2つ目になりますが、公園や緑地などの整備保全を図るとともに、緑・農・住が調和した土地利用の誘導など6点を現時点で掲げているところです。これによりまして、それぞれの事業推進のため、都市計画の観点からも後押しができるものと考えております。

続いて、19ページをお願いいたします。ここからまちづくりの基本方針となり7分野ございます。本日は環境分野を御説明したいと思っておりますので、恐れ入ります、24ページをお願いいたします。こちら、まず方針を4点掲げさせていただいています。調布市と調布市議会が協働で令和3年にゼロカーボンシティ宣言を行ったことを踏まえまして、方針④としまして、ゼロカーボンシティに向けた取組を今回新たに掲げております。

資料の構成の御説明です。こちらは、7分野共通になりますが、まず方針を掲げまして、次の25ページをお願いいたします。こちらが方針と、その後出てくる施策がどのような体系になっているかということで、施策体系図を示しております。

26ページをお願いいたします。こちらが関連方針図ということで、どの分野にも付けさせていただいていますが、調布市域全体の図面に環境分野に関係するような事項を図示しているというもので、周辺にありますボックスにつきましては、後から出てきます施策をピックアップしているものになります。

右側、環境施策⑦-4と書いていますが、こちらについては、脱炭素社会の実現に向けた街区地区単位での環境負荷の低減の推進などの取組を掲げています。再生可能エネルギーの導入につきましても、前回の審議会でも御意見をいただきましたが、現時点では、具体的な場所や内容についてお示しは難しいのですが、都市マス20年間の計画でもありますので、大きな方針として示させていただいております。

また、このページ、茶色の丸は、先ほども触れましたが、農の里を図示しております。都市農地の保全、活用について施策として位置付けをしています。なお、農の里につきましては、今回の中間取りまとめにはないのですが、冊子の形になったところを出していきたいと思いますが、重点施策として別途作成していきたいと考えております。

少し飛びまして、48ページをお願いいたします。これまでが分野別の方針でしたが、ここからは、東西南北4地域の地域別の整備方針になります。本日は説明を割愛させていただきますが、東西南北4地域ごとに交通、環境、防災など7分野で施策を整理しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

さらに飛びまして、85ページをお願いいたします。ここからが新たなパートとして、立地適正化計画の内容となっております。立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法に基づく計画となっております。策定の義務はないのですが、市といたしましては、都市マスと一体的に策定していきたいと考えております。

このページでは、一般的な立地適正化計画の内容を記載しております。人口減少、超高齢社会の中でも持続可能なまちづくりを可能とするため、都市機能や居住機能をより適する区域に緩やかに誘導していくことを目的とする計画となっております。この計画の策定により、都市計画マスタープランの実効性を高めていきたいと考えております。

この計画で定める事項は、このページの一番下でございますが、青字の居住誘導区域、こちらは人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域となります。赤字の都市機能誘導区域につきましては、居住誘導区域の中で都市機能を誰もがアクセスしやすい拠点に誘導し、サービスの効率的な提供を図る区域とされています。また、都市機能誘導区域内に誘導する誘導施設、これも赤字になっていますが、こちらを設定するのと、こちらには記載がありませんが、水災害に対する防災指針というものもこの計画で定めることとなっております。

91ページをお願いいたします。まず定める区域の1つ、居住誘導区域の説明になります。こちら、居住誘導区域につきましては、基本的には市内全域を居住誘導区域として設定していきたいと考えております。

ただ、91ページ下段一番下、灰色になっていますが、災害レッドゾーンとあります。こちらが土砂災害特別警戒区域になっておりまして、92ページに示していますが、こちらは新規の開発が許可制になっています。そういった経緯もありますので、居住誘導区域から、こちらの災害レッドゾーンについては外すという整理をしています。

一方で、浸水想定区域になります災害イエローゾーン。この表でいくと、中段の水色の網かけになっていますが、こちらについては居住誘導区域に設定した上で、地域の災害リスクを正確に周知するとともに、避難体制を整備していくということで整理をさせていただきます。

95ページをお願いいたします。もう一つの設定する区域ということで、都市機能誘導区域になります。この都市機能誘導区域は、都市計画マスタープランの将来都市構造図における各拠点と、様々な施設を誘導する土地利用類型となっている区域を主に設定してございます。

例外として、国領町8丁目周辺地区については、先ほどもちょっと触れましたが、生活拠点を4つ設定しております。その中でも大規模商業施設や病院などの都市機能が集積していることから、この範囲の設定から例外にはなりますが、国領町8丁目周辺は都市機能誘導区域として設定していきたいと考えております。

続いて、99ページをお願いいたします。この都市機能誘導区域の中に誘導する誘導施設の設定基準になります。商業、医療、文化など様々な都市機能の中で、拠点への立地を誘導する拠点立地施設を抽出しまして、誘導施設に設定しております。また、その中で、既存施設の機能維持を図る維持型と新規誘導を図る誘導型の2種類をさらに設定しております。

100ページをお願いいたします。左側には誘導施設の種類、横列にはそれぞれ都市マスのほうで設定している拠点で区分しております。この表で言うピンクの網かけになっている部分を今回誘導施設として設定していきたいと考えております。

101ページをお願いいたします。ここからは防災指針の内容となります。防災指針とは、近年、頻発、激甚化する台風や大雨などの水災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて防災に関する機能の確保を図るための指針となります。

107ページをお願いいたします。市における水災害に対する課題の改善に向けた取組方針を、ここにある6つ掲げております。

この方針に基づきまして、109ページをお願いいたします。各方針ごとに具体的な取組を整理しています。この策定に当たりましては、一番右側、担当課となっておりますが、主に総合防災安全課、下水道課を中心に各課と協議の上、取組内容を整理させていただいております。

主なものといまして、方針2に対しては、2-1から2-5において、災害リスク

の周知に関する取組を整理しております。

続いて、方針3に関連しては3—7になりますが、内水氾濫に対応するための定置式ポンプ、ポンプゲート、連絡管の設置や、国・東京都への要請事項として3—10、河道掘削・河川整備、また3—11、小河内ダムの洪水対策などを掲げております。

110ページをお願いいたします。方針4につきましては、避難体制の整備について、改めて必要な取組を整理しているという状況でございます。

最後、114ページをお願いいたします。こちらは目標指標ということで、立地適正化制度、目標指標を掲げることになっております。例えば、上から2つ目、公共が保全する緑の面積ということで、緑の基本計画と連動しながら目標指標を設定してまいりたいと考えております。

駆け足になりましたが、説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

高田会長 どうもありがとうございました。

本件について御意見、御質問等ございますでしょうか。会場で意見を承っております。藤丸委員、お願いいたします。

藤丸委員 藤丸ですけれども、全体的にというか、まだ細かいところを見ていないので、分かっていないのですけれども、環境問題なのか、都市計画の問題なのかちょっと分からないことがあるのです。交通について、環境からいいますと、1つは自動車対策。自動車対策は、道路をつくるとか、利便性を向上するとかというのは、それはそれでよろしいのでしょうか、環境からいいますと、自動車が増えるとCO₂が増えるのです。電車に比べると2.7倍ぐらいのCO₂が発生するのです。だから、自動車の利便性を多くしても、自動車が増えて調布市の環境が悪くなるということがあると思うので、その対策というか、そういう視点で見て道路網をつくるのか、もう一つは、自動車を使わないでバス利用を推進、自動車と電車との融合、むしろ電車を利用してもらったほうが環境には非常にいいのです。そういう視点。

もう一つは、バスを使うということは、今のディーゼルエンジンではなくて、EV化を進めるとか、それによって利便性と環境負荷を軽減するというような都市計画があってもいいのではないかと思うのですけれども、それがちょっと足りないのと、そういう視点から見えていない。

もう一つは、調布市は緑化が今非常に減っているのです。それを都市計画上に緑化を増やす方法とか、そういう視点でもうちょっと強調したほうがよろしいのではないかと思います。農地とか住宅地の緑地化を進める。例えば、具体的に書けるのかどうか分かりませんが、住宅地を新築する場合は、敷地面積の制限、例えば敷地の15%ぐらいは緑化しなさいという条例を決めていくのかとか、そういう視点で緑化を進めていくとかというような方法。

もう一つ、環境ではないのですけれども、災害について、多摩川の水害がトラウマになっているのかもしれませんが、水害ばかり強調されていて、あとの災害、むしろトルコにありますような大地震、そういう大自然に対処する空き地ですとか、備蓄の場所ですとか、例えば小学校や中学校の敷地をもう少し増やすとか、そういう大自然に対しても何かきちった方針があってもいいのではないかと思います。ちょっと水害が多過ぎて……

高田会長 質問を簡潔にお願いします。

藤丸委員 水害だけではなくて、そういう視点から都市計画をしていただければと思います。

以上です。

高田会長 今の点、事務局のほうから3点御回答をよろしいですか。

都市計画課長補佐 御意見いただきましてありがとうございます。今、藤丸委員にいただきました1点目、環境負荷を低減するような交通の分野の取組、視点というところは、我々としても、視点としては当然取り入れていきたいと思っていて、視点のところにも少し書かせていただいています。

今日、説明を割愛させていただいて恐縮なのですが、22ページをお願いできればと思います。例えば、施策の④-1のオのところ、ゼロエミッション・ビークルなどというところで、少し環境に配慮したというところは、今、並行して計画を策定します総合交通計画というのがあるのですが、そちらとも整合を図りながら表現をしてきたところですが、今いただいた視点も含めて、もう一回点検はしたいと思っています。

あと、23ページに、今委員からお話がありました環境に優しい交通手段の充実というと

ところで、施策⑤—2というところで、これはシェアサイクルのところのみを触れているところなのですが、視点としては取り入れていきたい視点ですので、こちらについては最後、もう一回整理をしていきたいと思っています。

2つ目に、農地のところ、緑地の保全というところ、これは環境分野でも農地の保全も含めて崖線緑地の保全ですとか、そのような視点は当然取り入れているのですが、先ほどちょっと触れたのですが、特に農の里の部分、今、深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画に基づいて施策を打っている深大寺・佐須地域ですとか、深大寺の北部の、もう少し農地の多いエリア、あとは布田・染地エリアというところで、布田・染地のほうも下布田遺跡公園をこれから整備するというところですが、まだ水田も残っているエリアで、住宅と農地が調和する景観を形成していくエリアとして農の里を設定していますので、それをこの分野とは別で、今のマスタープランだと特定市街地という名前で特出しをしているのですけれども、重点施策として農地の取組ですとか緑の保全などの施策については、策定していこうと思っていますので、そこについてはもう少し整理して、また素案の段階で市民の皆さんにも御説明できるかなと思っています。今日の間取りまとめはないという状況で御承知おきいただければと思います。

最後、防災のところなのですが、これも今日割愛して恐縮です。防災の分野は都市マスのほうになりますが、32ページをお願いいたします。今、委員からございました、水災害が少し多いというところは、防災指針が立地適正化制度では水災害に対応する指針を策定することとなっていますので、今日は防災指針のみ触れさせていただいたので、水災害が多いような印象かなと思うのですが、32ページに、都市計画マスタープラン側で防災分野というものを掲げています。これは防災の専門先生、学識の先生にも入っていただきながら整理をしてきたところなのですが、今3点、方針を掲げています。

まさに今お話しいただいた地震災害などが方針の①、水災害が方針の②、方針の③というところは、市民協働といいますか、自助、共助、公助で言えば、自助、共助の部分というところで、この3点を整理しています。この施策を後ほど御確認いただくと、特に地震災害につきましては、緊急輸送道路ですとか災害路、要は幅員の狭い道路が多いというところの課題認識の下で各施策をその後並べていますので、我々としては、都市計画マスタープラン側では、当然各種災害への対応ということで、課題を持った上で施策を整理しているというような状況でございます。

都市整備部副参事（都市計画担当）兼都市計画担当課長事務取扱 1点補足なのですけれども、今回、都市計画マスタープランと併せて立地適正化計画と一緒に策定するという形にしています。今回の都市計画マスタープランの中で目指しているものの1つに、各拠点形成していくと。そこに都市機能を誘導して行って、周辺は住宅として住むのですけれども、できるだけ歩いて暮らせるようなまちづくりを進めていきたい。拠点間については、電車とかバスといった公共交通を主に使っていただくという形で、そのため、都市構造を誘導するために立地適正化計画をツールとして使うという形で、併せて策定していくという考えで今回は進めているという形になります。そのところは、今日、説明が短かったのでできなかったのですけれども、全体としてはそういう思想で取り組んでいるという形になります。

それから、交通のところなのですけれども、併せてなのですが、交通についてはそういったことで、恐縮なのですが、22ページをもう一回見ていただきたいのです。ここで公共交通の充実というのを掲げておりまして、まさに調布の場合、鉄道は京王線が東西に走っていますので、南北についてはどうしてもバスに頼らざるを得ませんので、バス交通の充実を図ることで、より公共交通を使っていただくということと、それを補完するために、現時点ではシェアサイクルを使って移動していただくような形をとっている感じで、それが総合的な交通体系で、それより踏み込んだところについては、先ほど説明があったように、総合交通計画というのを今策定中ですので、そこでさらに深掘りしているという形になります。

それから、車の需要については、施策⑤のところ、交通需要の管理検討というような形で、バランスについて検討していくというようなことで、そのところはまだ頭出し程度しかできていないのですけれども、こういった交通需要についても今後は検討していきたいと考えているところです。

以上になります。

高田会長 ありがとうございます。基本的3点、もともとのマスタープランの視点に盛り込まれているというところで、今日御説明がなかった部分がありましたので、今、補足で説明いただいたということになります。

ほかにございますでしょうか。齊藤委員。

齊藤委員 齊藤です。2点あります。

まず1点は具体的なことで、11ページの図があるのですが、この中で崖線と緑の連結軸は同じような色で極めて分かりづらい。特に緑の連結軸と水の線は、言われるまでちょっと気がつきづらいのです。だから、これはもうちょっとはっきりとしないと意味がないのではないかと思います。

次に、もう一点は、立地適正化計画のことなのですが、今、農の里の話が出ました。この前の会議のときに申しあげましたが、農地を残すということは、農地だけ残すのではなくて、それに隣接する土地の利用の仕方、この前は具体的に申しあげましたけれども、畑のすぐ西側に5階建て、6階建てのマンションができれば光が当たらなくなりますよと。そういうのでは農地を残すという意味が半分以下になってしまう。だから、どうせ考えるのだったら、そのところまで規制といいますか、考えながらやらないと意味がないのではないですかということです。

もう一点、もっと言えば、立地適正化計画というのは、私に言わせれば何なのかということなのです。先ほど、作っても作らなくてもいいのだけれども、作りましたという話がありました。ということは、計画を作って、実効性を高めるには何があるのですか。実効性を高めるための方策というのは何なのでしょう。計画の実効性を高めるための方策についてお聞きしたいと思います。

高田会長 事務局からよろしいですか。

都市計画課長補佐 最後の立地適正化計画の実効性というところで、先ほど私のほうで御説明した策定の設置の義務はないというところなのですが、今、東京都内でも大分策定が進んできました。今、八王子市ですとか日野市、福生市は策定しています。お隣の狛江市も今年度策定したところで、三鷹市も策定に向けて検討しているところで、着実に検討を進めている自治体が増えているという状況になります。

なぜ、立地適正化計画を一体で作るかというところなのですが、先ほど冒頭でも御説明しましたが、実効性を高める計画としてというところで一体で作っているという話をさせていただきました。

齊藤委員 私が聞いているのは、計画の実効性を高めるための立地適正化計画だと言っ

ているけれども、この立地適正化計画の実効性を高めるための施策は何ですかと聞いている。どういう方法でこの立地適正化計画の実効性を高めるのですかと。

都市整備部副参事（都市計画担当）兼都市計画担当課長事務取扱 説明を割愛してしまっただけですが、111ページを見ていただけますでしょうか。立地適正化計画というのは、先ほど申しあげましたように、居住誘導区域と都市機能誘導区域を分けて、都市機能誘導区域に都市機能を誘導していくという考えです。それはどういう形でやるかという点、111ページには誘導施策ということで、届出をしていただくという形になります。なので、100ページの表でピンクの網かけをしているものについて、例えば調布駅の周辺のところに丸がついているかと思うのですが、これは維持型で、調布駅エリア周辺の病院を誘導したいと考えている。今ある病院が廃業しようとしたときには届出をしていただいて、ちょっとお話し合いができるような形になります。

また、例えばこの拠点以外のところに病院をつくらうとした場合に、それもまた届出を出していただいて、市のほうでそういったことが分かって、言葉遣いが適切かどうか分かりませんが、指導というか、誘導といいますか、そういったことに取り組めるようにしていくということです。

今回で言うと、これによって駅から500メートルの範囲に、ここに挙がっている施設をできるだけ誘導していきたいということになります。ひいては、都市計画マスタープランで言うところの生活の拠点とか地域の拠点に施設を集めることになって、その範囲では、その拠点については人口を維持していきたいといった考えです。調布の場合、まだ人口増加にありますので、すぐにどうかということではないのですが、そういったことも見据えて策定を検討しているということでございます。

齊藤委員 ということは、指導をすると。

都市整備部副参事（都市計画担当）兼都市計画担当課長事務取扱 そこまでいかどうか分からないですけども、協議をさせていただくと。

齊藤委員 だから、こういうことをしなければいけないというルールができるわけではない。単に指導だと。

都市整備部副参事（都市計画担当）兼都市計画担当課長事務取扱　　そうです。

齊藤委員　　指導して、この立地適正化計画の実効性を高めるということなのですか。でも、それ、嫌と言われたらどうするのですか。

都市整備部副参事（都市計画担当）兼都市計画担当課長事務取扱　　そこはお願いベースです。

都市計画課長補佐　　この施設しかつけれないというような規制ではなくて、緩やかな誘導という言い方を先ほどしましたが、お願いベースにはなってしまうのですが、我々都市計画サイドとしても、情報を届出で収集することである程度コントロールしていきたい、そういった制度をつくると。

都市整備部副参事（都市計画担当）兼都市計画担当課長事務取扱　　あと、開発業者の方とかに、市としての都市計画について説明して協力していただくといった形になるのかなと。

齊藤委員　　では、この立地適正化計画というのは、一言で言えば指導するということだけですか。

都市整備部副参事（都市計画担当）兼都市計画担当課長事務取扱　　あと、防災指針を併せてつくっていますので……

齊藤委員　　ルールづくりと併せてということでしょうけれども。

高田会長　　そのときの拾うときに視点が、この15ページの土地利用の基本的な方針の下から2番目の、緑、農地と住宅が調和した土地利用という観点から誘導していくという理解でよろしいわけですね。そういうことではないのですか。

都市計画課長補佐 立地適正化計画については今申しあげたような、都市機能誘導区域にどういった一般の施設を誘導していくかというところがメインにはなります。ただ、15ページにあるのは都市計画マスタープランのほうで、土地利用の大きな方向性としては、今会長がおっしゃったような、緑・農・住が調和した土地利用を誘導していきたい、大きな方向性を示しているという事柄です。

高田会長 齊藤委員が初めに質問された農地の脇の住宅地の開発の件をお願いします。

都市整備部副参事（都市計画担当）兼都市計画担当課長事務取扱 それは87ページを見ていただきたいのです。都市計画マスタープランにおける策定の視点です。これは先ほど冒頭で説明させていただいた内容ですけれども、これを受けた形で、まちづくりの方向性を新たに今回、都市マスの中で掲げました。それをベースに立地適正化計画の基本方針として、この薄いブルーで着色されているところなのですが、ここの上から2つ目のボックスに記載している方針として公園緑地、自然環境の豊かさを感じながらという、公園と緑地等の充足等を踏まえた上でという形で、居住誘導区域については、こういった点を重視して誘導していきましようという形で、これらを対象に、都市機能誘導区域としては届出をしていただいたような形でやっていくという形になっています。

高田会長 理解いたしました。ありがとうございます。

ほかに御質問ございますでしょうか。オンラインから質問があります。奥委員、お願いします。

奥委員 ありがとうございます。質問というよりは意見なのですが、ちょっと大きなところで、まず3ページ、策定の視点ですが、囲みの中に現行計画策定以降の主な状況変化ということで8つほど整理していただいております。この中に掲げてあることは、どれもそのとおりだと思うのですが、人口構造の変化だとか、社会経済状況の変化といったようなことと、人々の世の中での関心の高まりの話だとか、こういう制度ができました、もしくは台風が発生しましたという事実の話、ちょっと性質が違うものがあまり整理されないままにただ列挙されているという状況なので、ここは事の性質に応じてもう少し整理されたほうがいいのではないかと思いましたがというのが1点目です。

あともう一つ、大きなところでありまして、全体を通して環境分野だけではなくて、交通分野、住環境の分野には、ゼロカーボンシティに向けて具体的な省エネをしていくかどうか、再エネ導入を図っていくといったような、いわゆる気候変動への緩和策の視点というのは盛り込んでいただいているかと思えます。

そういう意味では、このゼロカーボンシティの実現に向けた取組というのは、25ページ、環境分野の方針の④に入っていて、この施策として幾つか線が伸びているわけですが、実はゼロカーボンシティに向けた取組というのは、交通の分野にも関わるし、住環境の分野にも関わるという意味では、分野横断的な取組だという見せ方が必要ではないかと思ひまして、環境分野だけにとどまらないのだというところをうまく見せる必要があるかなと思ひました。

それと、これはいずれにしても気候変動の緩和策の話だけなので、適応策については防災のほうに広域化、激甚化する災害への対応ということで入れていただいているのですが、この計画の中に気候変動という言葉が全然入っていないので、それを前のほうの計画の視点なのか、もしくは5ページ辺りなのか、防災の視点は気候変動の対応の中でも適応策に当たるところですし、あとは環境に配慮したまちづくりのところでは、恐らく緩和策の話なので、気候変動問題への対応といったような言葉を、全体を通じて必要な分野に全て落とし込んでいくのだというようなことをどこかにちゃんと明記していただいたほうがいいかなと思ひました。

この中に一言も気候変動という言葉が出てこないのです、最初のほうに落とし込んでいただく必要があるかなと思ひました。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。事務局からございますでしょうか。

都市計画課長補佐 今、奥先生からいろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。特に今の気候変動への対応というところ、ゼロカーボンシティの取組を含めて分野横断的な連携が必要だということは我々も認識しています。なので、各施策に満遍なく落とすというところも意識してやってまいりましたが、先生がおっしゃったように、環境に配慮したまちづくりという視点もありますので、そういった視点のところはどういった表現ができるかというところを整理できればと思ひています。

あと、3ページのところの状況変化の整理は、ちょっと再整理をさせていただければと思います。ありがとうございます。

高田会長 奥委員が言われるように、今、環境の部分のところの④にゼロカーボンシティが出てきますが、ゼロカーボンシティはせっかく市長さんが宣言されたわけです。ですから、これを基本に都市マスタープランを作っていくというように、大きな骨子の1つとして、もっと初めのほうに入れられたほうが絶対よろしいかと思います。

都市計画課長補佐 ありがとうございます。

高田会長 では、時間も限られていますので、最後、オンラインで手が挙がっている三宅委員、お願いします。

三宅委員 すみません、三宅と申します。お願いいたします。聞こえますか。

高田会長 はい、聞こえております。

三宅委員 マスタープランの100ページなのですけれども、質問が1つございまして、例えば生産緑地の売買とか個人のプロパティなので、何も手出しできないと思うのですけれども、調布市から、高齢者施設とか障害者福祉へという提案は全くないということなのでしょうか、提案はできないということなのでしょうか。

子どもの1人に知的障害がありまして、今グループホームで困っているのです。この人口減の社会でも、将来、グループホームとか建て貸し方式でやっていただければ必ず収入になると思いますし、これに関しては農政課と環境政策課と都市計画課と障害福祉課に連携していただいて、何か策がないかなと思う次第です。

質問が1つと提案が1つです。お願いします。

都市計画課長補佐 生産緑地の活用ということでしょうか。

三宅委員 そうです。ほかの土地でももちろんそうですけれども。

都市計画課長補佐　　今、100ページに映っている、こちらの中に高齢者福祉、障害者福祉の施設を書かせていただいています。先ほどちょっと触れ忘れたかもしれませんが、今回、誘導施設というものに設定するのは、このピンクの網かけ、拠点立地というものになります。青いもの、障害者・高齢者福祉施設は青いほうで、適度立地となっていますが、立地適正化計画上では、先ほどから言っている都市機能誘導区域に集約する施設ではなくて、各地域でそういうサービスを受けたほうが良いということで、適度立地ということに分類をしている表になっています。

三宅委員がおっしゃったのは、福祉施設をつくるに当たって、いわゆる生産緑地を活用できないかということでしょうか。

三宅委員　　そういうことを提案していただけるということは絶対無理なのでしょうか。

都市整備部副参事（都市計画担当）兼都市計画担当課長事務取扱　　先ほど申しあげましたように、農の里の中での政策として、農地で畑をやっていただいて、コミュニティをつくっていただくとか、そういったことに活用できるような施策については、特定事業の中で少し記載できないかなということで今検討はしているところです。そういった効果があるというのは、東京都とかの冊子とかにも書かれていることなので、今回の都市計画マスタープランの中で、個別にどこまで書けるかというのはあると思うのですけれども、それについては今検討を進めているというところでございます。

齊藤委員　　検討を進めているなんて言ってしまっているの？ 生産緑地は建物が建てられないでしょう。

都市計画課長補佐　　今申しあげたのは、生産緑地を何かに使えるということではなくて、農政部門もそうだと思いますが、我々としては、まずは営農支援をするということが原則だと考えています。営農支援をしながら、今、賃貸借もできるような法改正もある中で、なかなか主たる従事者の方ができなければ、ほかの方が従事できないかというところを、まずあっせんなのか、そういう調整をしながら、最後の最後、例えば深大寺・佐須地域については、一部公有化をしたりしています。

今申しあげたのは、その生産緑地を何かに活用するということを検討していくという
ような言い方でなくて、今、緑・農・住制度というのを東京都がつくったりしているところ
で、我々としても、農地を保全していきたいという大きな方向性の中で、都の制度も整
理しながら、先ほど来申しあげている農の里の中でどういったまちづくりができるかとい
うところを、都市計画マスタープラン上は特出しをしていきたいと思っていますので、生
産緑地を何かに活用できる——生産緑地というものは、例えば都市計画道路ですとか、公
共施設を設置する場合には生産緑地法で解除ができるという規定になっていますけれども、
例えば土地がなく、ここの地域に欲しいから生産緑地を使って施設をつくろうという制度
ではないので、なかなかそのような提案は難しいかなと思っていますのですが、緑・農・住
のまちづくりというような今後の方向性は掲げていきたいと考えています。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。時間も限られておりますので、あと1人、林本委員、
手短に御質問、御意見をお願いいたします。

林本委員 林本です。簡単に。

このプランは、課題解決できなければプランも意味がないですので、通常は課題解決の
ためのものだと思うのです。過去25年間、前回つくったものでの積み残した課題は何であ
るか、今後20年を見据えての新しい課題は何であるか、その2つをどこかに明確に示して
いただきたいなど。

将来のことに関しては、先ほど奥先生からも御指摘のあった、いわゆる気候変動とい
うのは物凄く大きなものだと思うのです。それ以外にも今後のものということで、それが格
差になるのか、何か分からないですけれども、そういう大きなものの課題を見据えて、そ
れを解決することによって住みやすい調布をつくるのだと。作り方はいろいろあると思
うのですけれども、そこをやはり明確にしないと、25年前と比較すると、脱炭素以外はほ
とんど変わらないと思います。

だからそれを明確にして、それを解決するためにプランをつくるのだという視点を強く
出していただきたいなと思います。ひょっとして、全部それが入っているのかもしれない
のですが、申し訳ないのですけれども、私は細かく見ていないもので、的外れなところ
があるかもしれないのですが、そこを明確にしていれば、よりいいのかなと思います。

以上です。

高田会長 どうもありがとうございます。

都市計画課長補佐 今、林本委員がおっしゃったように、課題については、これまでの振り返りと積み残された課題、実は前回の8月の審議会では、そのような資料構成でお見せしたのですが、今回委員おっしゃるように、中間取りまとめでは、その部分は抜いています。

これまで二十数年間での社会状況の変化ですとか、東京都や様々な上位計画との整合、個別計画との整合、その後、法改正などによる制度が変わってきていること、特に緑地、農地については位置付けがここ数年で変わってきていますので、そういったものを踏まえまして、今回、各施策ですとか方針をつくるに当たっては、その辺を留意しながらつくってはいます。

ただ、今、実は我々が内部で話をしているときに、課題ですとか、積み残った、要は何に留意してきたかというポイントは、どこかで載せていったほうがいいと思っています。例えば、資料編に載せていくのかどうするのか、今そこは検討段階です。中間取りまとめの時点では表記がないのですけれども、冊子にしていく段階では、その辺を視野に入れて、頭に入れながら準備を進めていきたいと思っています。

以上です。

林本委員 ありがとうございます。

高田会長 どうもありがとうございました。よろしいですか。手短にお願いします。会場のほうで意見を承っています。

関森委員 よろしくお願ひいたします。関森です。

先ほどから防災のことがすごく気になっていまして、もしできたら実現できればいいなと思っているのですけれども、私は調布市の郷土博物館に結構行くことがあるのです。その場所は、台風19号のときにすごく危なかったということを職員の方から伺っていて、確かに富士見台小学校は結構下がった場所にあります。だから、調布市の歴史を守っ

ている場所なので、できればあの場所から移転したほうがいいのかと私は感じました。

あそこで抱えているものもかなり多く、大量にあるらしいのですが、やり直しはできない、浸水してしまうと取り返しがつかない場所だと思うので、できれば安全なところに移転したほうがいいのかと、このところ何度か思っております。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。

都市計画課長補佐 102ページを見ていただくと、委員おっしゃったように、この多摩川のエリアは浸水想定区域で、浸水深が深いエリアになっています。我々、この計画の中で郷土博物館の移転というところまでは当然踏み込めないのですが、水災害は我々としても防災部署とも調整しますが、防災指針の中でも基本は逃げていただくというところ。最悪の場合は垂直避難ということで、建物の階高を上げたりして、建物の中で避難をするというような場合もあると考えております。

関森委員 中もいっぱいだと言っていました。

都市計画課長補佐 なので、防災の分野で、公共施設の整備に当たっては、垂直避難が可能な備えを進めて、水防意識の高いまちづくりを目指すというような施策としても入れてはいるので、今いただいた視点というのは、我々も持ってはいるところなのですが、移転をするというところは、申し訳ないですが、この計画で記載することは難しいと考えております。

関森委員 あらゆる形で安全を守っていただけたらよいと思いますが。

都市計画課長補佐 そういう意味では、浸水想定区域の方には、防災指針を作ることで災害リスクを周知していくというところは、この指針の中でやっていきたいと思っております。

関森委員 分かりました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

高田会長 活発な御議論，御意見，御質問ありがとうございます。

それでは，次の議題2に移ります。2の調布市一般廃棄物処理基本計画の作成について，説明をお願いいたします。

ごみ対策課長 ごみ対策課・三ツ木でございます。よろしくお願いいたします。

ごみ対策課係長 ごみ対策課の雨宮と申します。よろしくお願いいたします。

ごみ対策課長 ごみ対策課から調布市一般廃棄物処理基本計画の策定ということで御報告させていただきます。

この計画ですが，清掃事業のマスタープランとなる計画となりまして，現行の計画につきましては，令和4年度，今年度に計画期間が満了するということでございます。

このことから，令和5年度からの新たな計画の策定にこれまで取り組んでまいりました。策定に当たりましては，市民委員も参加する策定委員会を設置しまして，令和3年度から2か年の期間を設け，計8回の委員会を開催し，議論を重ねております。

また，この策定の状況については，ごみ対策課で所管します廃棄物減量及び再利用促進審議会にも報告しながら順次進めてまいりました。現在，パブリックコメントも終了しまして，準備についても最終段階となっております。

本日は，パブリックコメントにも出したのですが，素案の概要版において説明させていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

ごみ対策課係長 それでは，計画素案の説明に移らせていただきます。計画案につきましては，先ほど御説明いたしましたとおり，パブリックコメントでしたり，また廃棄物減量及び再利用促進審議会の意見を踏まえて，現在，最終調整の段階でございますので，本日につきましては，パブリックコメントの実施時に用いました本日の資料4ー1，調布市一般廃棄物処理基本計画（素案）（概要版）を基に御説明いたします。

それでは，資料1ページ目，中段の(2)計画期間を御覧ください。次期計画の期間につきましては，令和5年度以降の新たな調布市基本構想と同一の期間を鑑みつつ，国際的な取組であるSDGsや国・都の環境関連各施策との整合を保つために，令和5年から令和

12年までの8年間としております。

続きまして、飛んで資料4ページを御覧いただけますでしょうか。次期計画の根幹となります基本理念につきましては、全ての人の取組と互いの連携で、より一層の3Rの推進と環境負荷の低減を進め、持続可能な社会の実現を目指すものいたしました。これは調布市ゼロカーボンシティ宣言を廃棄物処理の取組から反映していくことを志すとともに、持続可能な社会の実現を目指していくためには、市民、事業者、行政の連携、協働が欠かせないことを表現したものとしております。

また、下表には、その理念を実現していくためのスローガン「みんなで目指そう！ ごみを減らしてゼロカーボン都市調布」と各主体の連携をイメージした図をお示ししております。

続きまして、5ページを御覧ください。本計画におきます各施策の到達指標となる本計画を一貫する計画目標につきましては、次の1から3番を掲げております。

まず、目標1につきましては、現行計画では家庭系ごみの削減に焦点を当てておりましたが、次期計画におきましては、家庭から排出される資源物でしたり、また事業系ごみも含めたより広い範囲となります総ごみ量の削減を図るものいたしました。

続いて、目標2ですが、令和4年4月に施行となりましたプラスチック資源循環促進法や、調布市ゼロカーボンシティ宣言を体現する具体的な取組といたしまして、プラスチックの発生・排出抑制や分別の徹底、また、新たに製品プラスチックの資源化を推進することで、焼却されるプラスチックの削減を図ることにより、プラスチック類の焼却に伴い発生する二酸化炭素削減量を25%と設定いたしました。

これは、令和3年度に実施いたしました組成分析調査を基準、根拠にした数値ですが、本計画と目標年度、2030年度を同一にいたします調布市地球温暖化対策実行計画での基準年、平成25年度から比較した場合、本基本計画上では約45%の削減目標となっております。

続いて、目標3につきましては、現行計画から引き続くもので、焼却灰のエコセメント化による最終処分量ゼロを目指すものでございますが、これは東京多摩広域資源循環組合の構成市として、現二ツ塚最終処分場の延命化は責務であるとともに、最終処分場の運営を受け入れていただいております日の出町の住民への配慮、周辺環境の保全に向けて、今後も調布市として真摯に取り組んでいくという市の姿勢を強く表明するため、現行計画から継続して計画目標として掲げております。

最後に、6ページ、7ページを併せて御覧ください。まず6ページに、次期基本計画の

施策体系をまとめた上で、7ページに列挙いたしました重点施策との関連性を示したものとなっております。6ページの計画項目につきましては、3R推進及びごみの安定・適正処理を基本とした現行計画の取組について継続強化することを基本としつつ、新規項目といたしまして、1. 3, 循環型事業の促進と、3. 4, 緊急事態への対応、以上の2点を挙げております。

まず、1. 3, 循環型事業活動の促進に関しましては、脱プラスチックの促進に向けた取組や関係部署との連携による食品ロスの対策について位置付けております。

また、3. 4, 緊急事態の対応では、災害廃棄物処理計画を新たに策定し、大規模災害発生時における廃棄物の収集、処理方法、体制等について強靱化を図るとともに、パンデミックや経済変動時において安定したごみ処理、リサイクル事業の継続を図るため、本計画に新たに位置付けることといたしました。

また、2. 1, 資源化の推進、3. 1, ごみの排出と収集運搬、また3. 2, ごみの中間処理に共通する事項といたしまして、プラスチック資源循環促進法の施行を踏まえ、プラスチックリサイクルの対象を、容器包装プラスチックに新たに製品プラスチックを加えましたプラスチックごみ全体へと拡大する仕組みの検討導入を図ってまいります。

概要の説明につきましては、以上でございます。

ごみ対策課長 以上でございます。

高田会長 どうもありがとうございました。ここまでの説明について質問、御意見等ございますでしょうか。林本委員からありましたら、先にお願いたします。

林本委員 林本です。

少し事前にも見たのですけれども、非常に立派で、理念とかスローガン、それから具体的な目標数値が挙がっていて、いいプランだと思うのです。ただ最後の、では何をするのだというところを見ますと、従来どおりの情報発信、広報、教育、それから今までの分別を徹底するというところで、実際にすることは前とほとんど変わらないのではないかと、非常に頭でっかちで立派ですけれども、やることは何ら従来と変わらない。つまり、従来できなかった課題が何であって、その課題を解決するためにはどうするのかというところがあまりないのではないかと気がします。そこはどのように捉えられている

のでしょうか。同じことを繰り返していながら、新しい結果が出るとは決して思えないです。情報発信でも何か違うことを考えているのでしょうか。

仕組みというものが決定的に欠けていると。市民が何を意識しなくてもできる仕組みをつくっていく。それはインセンティブであったり、インセンティブは資本主義そのものだと思うのですけれども、その中でいろいろなものの考え方を、合理性というところを取り入れていくとか、そういうところが決定的に欠けていると思うのですが、どのように違うことをしようとされているのでしょうか。

高田会長 事務局からございますでしょうか。

ごみ対策課係長 まず、前計画の振り返りということにつきましては、資料4-2の一般廃棄物処理基本計画（素案）の52ページに振り返りの状況等を踏まえて記載しているものがございまして、こちらの一般廃棄物処理基本計画策定委員会の中で振り返りをして、どのぐらいの到達状況というものの進捗状況等を測ったものでございます。今計画につきましては、こちらの進捗状況等を踏まえた上で課題等を抽出して、基本計画の中に取組という形で33ページ以降、それぞれ概要的なものにはなってしまうのですけれども、取り組むべき事項を定めております。

こちらを具体的にどう実施していくかということにつきましては、社会状況等を踏まえた上で、別途ごみ対策課で所管しております廃棄物減量及び再利用促進審議会と随時協議、調整を行いつつ、的を射た内容を毎年度この計画を基に策定します一般廃棄物処理実施計画の中に位置付けて、その時々に必要な取組を図っていくものとしております。

また、今回の計画につきましては、御指摘いただきましたとおり、基本的にはごみの計画につきましては、適正な処理と3Rの推進は前計画から継続するものが基本となっていてところでございます。

ただ、継続、強化を図るものが基本としつつも、災害廃棄物処理基本計画の策定であったり、プラスチックリサイクルの範囲を拡大していくというものは新たに取り組んでいくこととともに、これまでの強化を図らなければならないもの、例えば先ほど御意見いただきました広報等につきましては、従来型の広報に加えて、電子媒体等を多く活用するだとか、環境教育等につきましては、子ども向けの出前講座等を新たに魅力のあるものに改造していくとか、そういったことを想定しておりますので、基本的には現行計画を継続強化

していくというものが基準になっているものでございます。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。

では、私から、今の林本委員の御質問、御意見にも関連して、重点施策の1の発生抑制、2の食品ロスの削減というのは非常に大事なところだと思います。この点をマスタープランのほうで考えている農の里と連携させて、なるべく地産地消に近づけて、物がコンパクトに回るようにしながら、包装類の発生を抑えるというような形の具体的な策を幾つか出していくとよろしいのではないかと思います。せっかくマスタープランのほうで農の里や、農地、住居等の接近等も書かれているわけですから、そういうものの中にもうちょっと具体的な策が連携して書き込まれるといいのかなと思いました。これは御検討いただければ結構でございます。

ごみ対策課長 大変貴重な御意見として承りたいなと思っております。今後まだ策定委員会がもう一回ありますので、そこでもいただいた御意見を御紹介しながら、議論と検討を進めたいと思っております。ありがとうございます。

高田会長 調布は地産地消に近い形にできる非常にいい立地、都市になっていると思います。23区では農作物の生産がなかなかできませんし、もっと田舎に行ってしまったら、もともとあまり消費もないということになりますので、ちょうど適正な地産地消に適した都市だと思いますので、全国にもモデル推進するような形で、いろいろな企画を考えていただければいいのかなと思います。よろしく願いいたします。

ごみ対策課長 ありがとうございます。

高田会長 会場から関森委員に質疑していただきます。

関森委員 関森です。よろしく願いいたします。

今に関連した考え方として、生ごみと落ち葉をうまく絡め合わせて堆肥化もできるのかなと思いました。また、東京都としては、区域によって堆肥化できる場所とできない

ところがあるらしいのですけれども、調布市の場合は大丈夫ということをお願いしております。ですので、落ち葉もすごく気になっていたのですが、それをうまく絡め合わせて、そこにちょっと生ごみなどを入れたり、ぬかを入れたりすると、いい堆肥ができるのかなと思いますので、関連してどうぞ検討してみてください。

ごみ対策課係長　ありがとうございます。枝草葉でしたり、今御発言いただきました生ごみの資源化等につきましては、資料素案の37ページ、資源化の推進の中に、新たに引き続き検討していかなければならない事項として位置付けられておりますので、先ほどの生ごみの堆肥化でしたら、落ち葉等の堆肥化事業等につきましても、向こう8年間の計画の中でしっかりと検討を進めてまいりたいと思います。

高田会長　ありがとうございます。先ほどの案件1で大分時間が押しましたので、2のほう、特に意見はございませんようなので、先に進めまして、(3)の環境省「自動販売機横リサイクルボックスへの効果的な異物混入防止に関する実証事業」への協力について、それから(4)の美化推進重点地区の指定についてです。こちらの2つの議題について説明を行っていただき、その後、2つまとめて質問を受け付けます。よろしく願いいたします。

環境部副参事（生活環境担当）兼生活環境担当課長事務取扱　生活環境担当・大島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料5を御覧ください。リサイクルボックスに関わる実証事業ということで、1ページをおめくりいただいて、右肩に書いてございます「環境省資料」というところを御覧いただければと思います。資料でお示ししておりますので、ポイントをお話をさせていただきますけれども、現在、環境省の分析によると、リサイクルボックスへの異物の混入がおおむね30%あるということから、ペットボトル等のリサイクル品の品質や量に悪影響を与えている。国としても、この対策についてどのようにしていったらいいのかということで、昨年、環境省から相談がございました。ぜひ調布市でもその実証実験に参加したいということで、昨年10月31日から12月末までおおむね2か月間、調布市においては、調布駅周辺エリアにおいて実証実験に参加させていただいております。

裏面を御覧ください。内容といたしましては大きく3つ、啓発活動、これはポスター等

で周知を図るということ、それから、従来あるリサイクルボックスを撤去したらどうなるか。また、下にございますオレンジ色のリサイクルボックスですけれども、こういう新しい機能のリサイクルボックスを設置するとどういう状況になるのかということで、現在、国で検証を行っております。今年度内に検証結果が出るということですので、調布市にデータが来ましたら、ホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

資料5については以上でございます。

資料6でございます。美化推進重点地区の指定ということで、私ども調布市都市美化の推進に関する条例に基づいて、美化を推進すべき地域について告示によって指定ができませんという規定がございます。

裏面を御覧ください。現在、調布市においては、多摩川、野川河川敷をはじめとして8か所指定しております。今回、飛田給地域、それから調布駅周辺ということで、地元の自治会、地区協、商店街の皆様と協議、相談が整ったことから、来年、令和5年4月1日からこの指定について進めていきたいと思っております。

1の(2)指定に伴う効果というところを御覧いただければと思いますが、本条例の中には罰則規定がございます。ここによる抑止のことも視野に入れながらということになりますけれども、地域に必要な啓発物、ポスター等の作成ですとか、定期清掃に関わることで、市が大きく関わって支援していくという形になります。

資料6の説明は以上でございますが、会長すみません、1点、今般、水道水の件がいろいろ報道されていますので、その件について若干報告させていただきます。

特に2年前から、このところでは年明けから新聞報道等で地下水の安全性について取り上げられている状況でございます。現在、生活環境担当にも幾つか御心配のお電話をいただいているところではございますが、まず水道水、飲料水については、東京都水道局の所管という形になります。私どもも市のホームページに、東京都の水道局ホームページを閲覧できるようにリンクを貼らせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思いますけれども、結論といたしましては、東京都は水質に関して常に定期的にチェックを入れているというところから、多摩地域の全てのエリアについて、国で定めている暫定目標値を大きく下回っていますというところから、水道水の安全性は確保されているという東京都の見解がございます。しかしながら、調布市といたしましても、国ですとか東京都の動向を注視しながら、必要に応じて皆様にも情報提供させていただければと思っております。

ちなみに、調布市においては、昔から大きく上石原と深大寺と仙川がございます。実際に深大寺については、改築ということで停止しております。仙川については、今メンテナンス中で停止しています。上石原が稼働しておりますけれども、上石原の状況も注視しながら排水を続けているというところで御安心いただければと思っております。

東京都の担当と話をしているのですけれども、いろいろなメンテナンスですとか回収、建て替え等で停止しているところも含めて、都内の給配水所が停止しているという大きな数字で言われているというところがネックでございますして、あくまでも有機化合物が検出されたので止まっているだけではないのだというところをぜひ伝えてほしいということでございましたので、引き続き東京都とも情報を共有しながら進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

高田会長 ありがとうございます。ただいま、最終的には3件御説明いただきましたが、まとめて質問等ございますでしょうか。会場で藤丸委員が発言いたします。

藤丸委員 美化推進ですけれども、住宅地とか何かは定めないのでですか。駅だけですか。

環境部副参事（生活環境担当）兼生活環境担当課長事務取扱 資料6の裏面を御覧いただければと思いますけれども、基本的には駅周辺を含めた住宅街のところもエリアに入れている部分もございます。こちらホームページに掲載しておりますので、詳細は御覧いただければと思いますけれども、駅周辺だけではなくてというところで、例えば深大寺とか河川敷も含めて指定させていただいているところでございます。

藤丸委員 これは基準というのがあるのですか。ここにごみを捨てては駄目ですよ。要するに、美化推進なんですよ。この地域は美化推進だからごみ捨ててはいけませんよということなのですよ。ほかは捨てたって構わないと。

環境部副参事（生活環境担当）兼生活環境担当課長事務取扱 基本はポイ捨ても不法投棄も含めて駄目ですよというところは網をかぶせているのですけれども、特にここを進めていこうと。例えば、地元の商店街の方のお話も含めて、市で告知をさせていただいてい

るという形になります。

藤丸委員　だから、全部捨てては駄目なのですよ。まず1つは、ごみを勝手に捨てる
と罰則があるわけですね。

環境部副参事（生活環境担当）兼生活環境担当課長事務取扱　はい。

藤丸委員　美化というのは、ごみを捨ててはいけませんよというのではなくて、要はきれい
にしましょうということでしょう。だから、ごみはどこにも捨ててはいけませんとい
うことなので、それはおかしいのです。例えば、罰則があるということで、住宅地に捨て
たら罰則がないのかとか変な理屈が入ってしまって、重点地区、禁止ですよと言ったら、
ほかは禁止ではないのかという話になってしまうので、全体でごみを捨ててはいけません
よということを引きちと明確にしておいて、ここの地域は特に清掃してきれいにしましょ
うという形ではないのですか。でないと、住宅地に捨てたって構わないのではないかと
いう話になってしまうし、駅の前はやめましょうとか、そのような感覚があるのではないか。
例えば、自転車もそうです。自転車禁止と言ってみんな置いてしまうのですけれども、で
は、ほかは禁止ではないから置いてもいいのかとか。だから、そういう視点がちょっと違
うのではないか。

我々は住宅地でごみ拾いをやっているのですけれども、最近、住宅地も皆さん意識が高
くなって、ごみがだんだんなくなってきているのです。昔はやたらたばこが捨ててあった
のですけれども、最近、たばこも少し減ってきているので、そういう面ではごみのポイ捨
てはやめましょうとか、そういう方向のほうがよろしいのではないか。あとは掃除しまし
ようと。

例えば、この中で罰則があります。では、たばこのポイ捨ては幾らですかとか、それも
2万円取るのですかとか。では、誰がそれを取るのか。捨てたら2万円取るよと一般市民
が言ったら、多分けんかになります。だから、そういうものではなくて、掃除をするとか、
ごみを捨てるのはやめましょうとか、そういう運動ではないのかと思うのです。

環境部副参事（生活環境担当）兼生活環境担当課長事務取扱　ありがとうございます。
私ども環境部としてのPRが不足しているところがあると思いますので、まずは市内の美

化に関して周知をさせていただきながら、たばこのポイ捨てですとか不法投棄の関係、たばこについては料料ですし、不法投棄については罰則規定という形にはなっておりますけれども、そこをお伝えしつつ、特にこの条例において、さらに重点的にやっていきたいと思います。全体をお示ししながら、地域的なところのポイントをお伝えしていくことも、私どものほうで周知をしていきたいと考えております。

高田会長　ありがとうございます。

山下委員から手が挙がっておりますので、お願いいたします。

山下委員　よろしく申し上げます。3点目の有機フッ素化合物——PFASのことだと思いますけれども——について確認なのですが、市内の水源について実際に測定されていたり、数字が出ていたりされているのでしょうか。

環境部副参事（生活環境担当）兼生活環境担当課長事務取扱　東京都のホームページに掲載されておりますけれども、現在3か所あるうちの2か所が取水停止になっておりますので、1か所の部分は数値が出ております。ちなみに、3年度までは重点確認ということで、毎月計測した数値がありまして、令和4年度からはもう安定値になっているということで、4か月に1回のデータが載っております。

以上です。

高田会長　よろしいでしょうか。

山下委員　ありがとうございました。後で確認してみます。

高田会長　それでは、ほかにございませぬようですので、次の議題に移りたいと思います。(5)の調布市下水道浸水被害軽減総合計画について説明をお願いいたします。

下水道課長　下水道課長の香西です。よろしく申し上げます。

第1回環境保全審議会で、令和元年台風第19号を踏まえた浸水対策事業の進捗についてということで報告させていただきましたが、令和5年1月に調布市下水道浸水被害軽減総

合計画を策定しましたので、その概要について報告します。資料7をお願いいたします。

1 ページ下段の流域図を御覧ください。降った雨は地表や下水道管を通して川や水路に流れ込みます。雨が流れ込む範囲をその川や水路の流域といいます。左側の黒線で囲われた約593ヘクタールのエリアに降った雨は、地表や下水道管を流れて調布幹線、いわゆる府中用水に流出し、下流端の調布排水樋管から多摩川に流出します。右側の根川雨水幹線の流域は、面積約260ヘクタールで、狛江市の六郷排水樋管から多摩川に流出します。令和元年台風第19号では、この2つの流域で200世帯を超える甚大な浸水被害が発生しました。本計画では、これまでの間、実施してきた短期的な対策を踏まえ、再度災害防止の観点から、浸水被害軽減を図ることを目的としています。

2 ページをお願いいたします。対策目標は、台風第19号と同規模の出水に対して浸水を解消することとしています。中段3. 2. 1, 調布幹線流域のハード対策です。ここでは、調布幹線の水位上昇に伴い、調布幹線に流入する水路への逆流が生じ、低地部で浸水が発生しました。このため、対策として写真に示した逆流防止ゲートを設置しました。これにより、令和元年東日本台風と同規模の降雨で浸水しないことをシミュレーションで確認しました。

3. 2. 2は、根川雨水幹線流域のハード対策です。3 ページ上の図を御覧ください。この付近は、多摩川の計画高水位よりも地盤が低いことから、ポンプ施設を設置することにより対策を図っております。①の定置式ポンプを1台、②のゲートポンプを2台、合計で1分間に480トン、1秒間に8トンの雨水を排水できる施設としています。

ページ飛びまして、5 ページを御覧ください。ポンプゲートのイメージでございます。上段の、通常時はポンプゲートが開いた状態で、雨水は六郷排水樋管を通して左から右側の多摩川に排水されます。下段の多摩川の水位が上昇したときは、除塵機を下ろし、ポンプゲートを閉門し、ゲートについたポンプで強制的に排水します。ポンプの排水によって吐き出し水槽の水位が上昇し、多摩川との水位差により六郷排水樋管を通し、多摩川へ自然流下により排水されます。

再び3 ページにお戻りください。下のほう、対策スケジュールですが、令和5年度に基本設計、令和6年度に詳細設計、令和7年度に工事着手し、令和10年度に完成を見込んでおります。また、想定事業費は約20億円と試算しております。対策施設は狛江市に位置することから、両市で連携し、対策に取り組んでいるところです。

4 ページをお願いいたします。近年、気候変動等の影響により、雨の降り方が局地化、

集中化、激甚化しており、計画を上回る降雨が発生した場合には、先ほど説明したハード対策では被害を食い止められないことも考えられます。浸水被害を最小化するためには、行政による浸水対策、いわゆる公助としてのハード対策、ソフト対策の強化を進める一方で、施設で防ぎ切れない浸水被害は必ず発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える自助、共助も併せた対策が必要となります。具体的には、水位情報の公開、排水樋管の遠隔操作化、土のうステーションの設置、避難場所の開設、混雑情報の発信などの公助、水防訓練の実施、マイタイムラインの作成など、自助、共助など様々な対策に取り組みます。

浸水被害軽減総合計画の説明は以上です。

高田会長 ありがとうございます。ただいまの御説明に質問、御意見ございますでしょうか。近藤委員、お願いいたします。

近藤（宏）委員 近藤でございます。御説明ありがとうございます。

ちょっと教えていただきたいのですが、六郷樋管のところのポンプゲートは大変面白いと思って拝聴していたのですが、調布幹線の調布排水樋管はどのようになっているのでしょうか。

下水道課長 調布幹線の流域については、調布幹線自体の水路が結構高い状態になっていて、こういうポンプ施設を設置しなくても雨水を排水できる状態であることが確認できているということで、現状のような樋管を設置したような状態になっているというところでございます。

近藤（宏）委員 なるほど、ありがとうございます。要するに、多摩川の水位が上がっても十分排水ができるようになっているのですね。

下水道課長 そうです。

近藤（宏）委員 どうもありがとうございます。

以上です。

高田会長 1点質問させていただきます。高田です。

このポンプゲートの上げ下げ、特に下げるときは完全にリモートで行えるのでしょうか。それとも現地に人が急行しないと下げることができないのでしょうか。

下水道課長 これから設計を進めていきますので、その中で検討していくことではありますけれども、この付近、水位が上がると非常に危険な状態で、人がその場所に行けないということもありますので、リモート操作も併せて設置していく方向で考えております。

高田会長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

では、ほかはよろしいようですので、それでは6番の議題に移りたいと思います。どうも御説明ありがとうございました。

(6)は深大寺・佐須地域の自然環境保全に係る取組についてということで、説明を事務局からお願いいたします。

環境政策課長 環境政策課長の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

資料8—1をお願いいたします。私からは、深大寺・佐須地域の自然環境保全に係る取組について御報告させていただきます。

資料8—1で、深大寺・佐須地域農の風景育成地区を黒枠で囲んでおりますが、その中ほどの丸で囲んだ生産緑地について、令和4年第4回調布市議会定例会におきまして、補正予算により購入することを認めていただきました。これにより、これまでに同地区内で生産緑地が公有地となりましたのが、農業公園を含む赤色の斜線で記入している場所となります。

続きまして、資料8—2をお願いいたします。ただいま申しあげました丸で囲んだ土地について拡大した図となります。右上にあります約840㎡の土地が今回の購入地です。そしてこの場所の左下に赤枠で囲んだ約1,440㎡及び約960㎡の土地におきまして、現在1,440㎡の土地を畑として、約960㎡の土地を田んぼとして、環境学習用の公有地として活用しております。この場所におきましては、右側に取組イメージがありますが、近隣の小学校の児童による田植えや稲刈りなどの体験、また左下の取組イメージにありますように、市民の皆様への農業体験の企画や環境について学習する講座等を設けまして、この地域の

自然環境の保全の必要性や農業の大切さについて情報発信をさせていただいております。

そして、例えば田植え体験や稲刈り体験の企画等を行いますと、非常に多くの市民の皆様からも応募をいただいておりますので、今回購入する土地につきましては、隣接する環境学習用の公有地における取組を拡大する形で活用させていただきたいと考えております。

また、この場所におきましては、農の風景を維持するとともに、自然のままの植物や生物を子どもたちに知ってもらうなど、生物多様性についての情報提供をさせていただく取組を行うため、例えば安全を確保した上で、深さの浅い小川を用地の中につくることなども今後も検討してまいりたいと考えております。

深大寺・佐須地域の自然環境保全に係る取組についての説明は以上でございます。

高田会長 どうもありがとうございます。本件について御意見、御質問でございますでしょうか。会場で御質問を受けています。関森委員、お願いします。

関森委員 関森です。この農地がたくさん確保できたのはとてもいい傾向だなと私自身は思っております。

ここで1つ質問なのですが、ここにある農業公園について、まだ完成ではないですよ。この間、一度その場所に行く機会がありまして、見させていただきました。この後トイレができたり、物置ができたりということではありましたが、そこに携わっている方なのですが、農業に関しては、もしかしたらあまりないのかなと。その点、ちょっと心配で質問したいと思います。

でも、そこで栽培していたのが、江戸東京野菜の大根とか小松菜などをなさっていたのです。着眼点がとてもいいなと私は思いました。できるならば、初めての試みで、あの人も四苦八苦しながら、頭をひねりながらなさったようなのです。あの場所は普通の公園ではないというようなことを皆さんに位置付けるような形で、そこら辺にはないような作物をやっただけだと、江戸野菜のPRになるかなと思いますし、またそれを作った品物を一般の野菜と比較をしながらやるのも1つの勉強の場所かなとちょっと思いました。

今のところ、火曜日と金曜日だけ開いているようなのですが、農業に関して誰か指導する方がいてくれたほうが、あの人も安心してできるのかなと私自身感じましたので、トラクターはJAからお借りしてやってもらうということだったので、ちょっと早

めに動いたほうがいいかもねということでちょっとお話ししましたが、そういう面からしても、大変御苦勞もおありかなと思うような場所だなと思いましたので、その後の構想を緑と公園課としてはどのように描いていらっしゃるのかなと思います。その点をお願いいたします。

緑と公園課長 緑と公園課の秋場です。本日は遅くなりまして、大変申し訳ございませんでした。

今お話がありました農業公園につきまして、1点は、農業公園は今、北と南と2か所あります。北側につきましては、先ほど委員からもお話がありました江戸東京野菜の中には入っていないのですけれども、伝統継承作物という部分において、深大寺のおそばが登録されているのです。江戸の時代からずっと継承されていますというようなことで、今、北側の農業公園につきましては、おそばを植えて、今、収穫が終わったといった状況で使っております。来年度も、ぜひそういったものについては継承をしていくということも大事なかなと思っておりますので、そういうことを中心に検討していきたいと思っております。

今お話のありました南側につきましては、来年度、トイレと倉庫といったものをしつらえていくということで、7か月間ぐらい工事をするようになりますので、バリケードを張ったりということで、一般の開放というのはちょっと厳しい状況になるかなと思っております。そういった中で、今スケジュールの確認をしながら、いつぐらいから作付ができてといったことも含めて検討しているところです。

お話し頂戴したようなことも踏まえまして、早めに対応していければと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

高田会長 どうもありがとうございました。

関森委員 ありがとうございます。

高田会長 オンラインからも幾つか手が挙がっていますが、大川委員、お願いいたします。

大川委員　ありがとうございます。この地区に関して、ちょっと重複もあるかもしれませんが、何点か感想を述べさせていただきます。

1つは、景観の向上ということに関して、この地区の農業用水があるのですけれども、景観とか親水性に乏しいなと思っています。ナチュラルなものにするとか、水の流れが見えるような低い柵にとか、親水性を高めるようなものにしてほしいなと思っています。

それから、生物多様性の向上ということで、先ほども御意見がありましたけれども、農業公園辺りで在来品種を栽培して、その種を自家採種して保存して、また播くというような循環させるような栽培をして、みんなに見ていただくということも考えていければと思います。

それから、先ほどの委員からもありましたけれども、農業公園の公開日が週3日くらいと書いてありましたけれども、来る人が多いのは土日だと思いますので、今後、土日の公開も検討していただきたいと思います。

それから、農業公園の運営に関して、3年後に他の農業公園があるようなので、その活動を参考にしながら、今回の農業公園の活動を評価して、その結果を今後の運営に生かすような仕組みづくりもちょっと考えてほしいなと思います。

それから、地域コミュニティの醸成ということで、歩くにはすごくいいと思うのですが、できれば食事のできる農家レストランがあると、地域の人も環境保全の意識がさらに高まるのではないかと思います。

最後に、昨年12月に生物多様条約締約国会議の第15回が開かれて、生物多様性枠組みが採択されていて、2030年ターゲットの12というところにあるのですけれども、都市において緑地とか親水空間の面積やアクセスの増加、それから生物多様性に配慮した都市計画の確保ということが言われていますので、このことも念頭に置いていただいて、計画の作成を進めていただければと思っています。

以上です。

高田会長　地域資源循環的な視点からいろいろな御提案をありがとうございます。事務局からお願いします。

環境政策課長　最後の生物多様性の件につきましては、今後検討してまいりたいと考え

ております。今のところ、生物多様性の地域戦略は、調布市ではまだ持っていませんので、データ等を収集しつつ研究を進めて、今後計画策定を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

高田会長 続けて事務局からお願いします。

緑と公園課長 一番最初にお話しいただきました水の件です。農の里と言っても、水源がなければ作物は育ちません。ということから考えると、いかに水を確保しておくということが重要なことなのかということが大きな課題になってくると考えております。だからどうするのだというところは、今はまだこうです、ああですというところまではいきませんけれども、こういう水路、また水といったものもしっかりと検討の中に入れていきながらやっていくということが非常に重要だという認識はありますので、一緒に検討できればいいかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

高田会長 ありがとうございます。次、オンラインで山下委員、お願いいたします。

山下委員 よろしく申し上げます。1つだけなのですけれども、活動の中で、カニ山の落ち葉を使って堆肥を作るというような話があったと思うのです。ごみ対策課マターになるかもしれませんが、市内の剪定枝の堆肥化とうまく絡めていただくと、ごみ削減にもなるかなと思ひまして、よろしく願いいたします。

高田会長 事務局から特に検討していただくということで。

緑と公園課長 緑と公園課でも公園の剪定であるとか、樹林地の剪定をやっておりますので、そういったところの落ち葉チップ化、そういったことも含めて検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

高田会長 ありがとうございます。あと、オンラインのほうで林本委員、お願いいたします。

林本委員 林本です。度々ですけれども、2つだけ簡単に提案いたしたいと思います。

1つは、写真ですけれども、農業公園の全体像を初めて私は見たのですが、非常にいいと思います。ここを地産地消及び地域循環型経済の拠点、センターとでもいいでしょうか、名前はいろいろあると思うのですけれども、とにかく市民がここに行けばそういう循環型経済を学ぶこともできるし、地産地消とはどういうものであり、調布が取り組んでいることはこういうことですよということが、いつでも行けば分かる。だから、そういうセミナー、講演ができるような施設をつくる必要があると思うのですけれども、そういうセンターをつくと。例えば、ごみでしたら、水分を抜けば焼却炉の負荷が大分減るはずですので、そういったことも説明し、堆肥の仕方でもコンポストという形で、今は落ち葉等はもう既にありますけれども、いわゆる食材をいかに堆肥化していくか、循環させていくかということも分かりますので、とにかくここに行けば何かが分かるという情報発信の拠点にするということ。

もう一つが、これは気候変動、脱炭素に直結するのですけれども、ソーラーシェアリング。農業もしながら太陽光発電をしますよという典型的なショールームになり得ますので、調布内で使う農地面積は少ないかもしれないですけれども、いわゆる脱炭素に取り組んでいるという象徴的なものにもなり得ます。せっかくですので、それはぜひしていただきたいと思います。発電できたものは当然有効活用できますので、それらも目に見えるようにしていく。

この2つ、ぜひ考えていただければと思います。以上です。

高田会長 地域資源循環を考える上でも非常に大事な御提案をいただいて、ありがとうございます。事務局からありますか。お願いいたします。

環境政策課長 2点目の農地と太陽光発電の融合の形につきましては、どういう形でそういうものが可能なのか、今後研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

高田会長 ありがとうございます。ソーラーシェアリングはうちの大学でパイロットプラントを作って、実証実験のようなことをしていますので、また機会があれば情報提供し

たいと思います。

環境政策課長 ありがとうございます。

林本委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

高田会長 それでは、ほかに御意見がないようですので、時間も来ましたが、先ほどマスタープランの策定に向けた検討のところで、チャット欄に山下委員と近藤委員から御意見がありましたので、それぞれチャットを読み上げるような形でも結構ですので、御説明をお願いいたします。では、山下委員から先にお願ひします。

山下委員 長くなってしまいますので、後で個別に事務局のほうにお話しさせていただきます。

高田会長 分かりました。

 では、近藤委員はいかがでしょう。

近藤（宏）委員 皆さんから御意見が出たとおりに思うのですけれども、このマスタープランにマネジメントの視点を入れるというのは大変いいと私も思いまして、将来の気候変動ですとか、環境や風水害に与える影響、それから巨大地震の影響を考える上で、人口減少、少子高齢化した状況での経済条件下で検討するというのは大変重要だと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

 以上です。

高田会長 ありがとうございます。今の近藤委員の御意見、それから山下委員は直接担当課に連絡していただけるということです。それを含めて都市計画課で確認して、皆さんに御報告させていただくようにいたします。どうもありがとうございました。

 これで準備した議題は終わりになりますが、その他ということで、事務局からお願いいたします。

事務局 第14期の委員の皆様には、令和3年度から2年間にわたり、御意見をいただきながら会議を進めてまいりました。任期につきましては、本年3月31日までとなっておりますが、実質的に本日の会議が最後の会議となります。これまで活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

つきましては、委員の皆様方から一言ずつお言葉をいただければと考えておりますので、資料1の名簿順にお名前をお呼びさせていただきますので、一言簡単に御挨拶をいただければと思います。

それでは、大川委員、お願いいたします。

大川委員 2年間、本当にありがとうございました。貴重な体験をさせていただきました。農業公園をずっと見守っていきたいと思いますので、これからもよろしく願います。

事務局 ありがとうございました。続きまして、林本委員、お願いいたします。

林本委員 年間に3回しかなくて、2年間、6回の話の中で、全部オンラインで直接皆さんにお会いできなかったのが少し残念です。それと、この審議会というのがこういうものなのかもしれないですけども、もう少し課題を決めて議論をして何か提案をする、結論を出すというような場があってもよかったのかなど。必要ならば別の分科会をつくってやると。そういう突き詰めた議論をして、ある結論を出すというプロセスがあればいいのかなと思います。審議会と趣旨が違うということであれば、それでそうなるかもしれないですけども、そのように思います。どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。続きまして、藤丸委員、お願いいたします。

藤丸委員 通算6年やったのかな。この2年間、勝手な意見なのかどうか分かりませんが、正直言って、いろいろと意見を言わせていただきました。ありがとうございました。

時間的に、2時間でこれだけの題目をやるというのは非常にきついです。意見を言いたくてもなかなか言えないところがあって、もうちょっと題目を減らすか、時間を長くする

か。時間が長いというのあれでしょうから、どちらかという、審議事項を少し減らして、もうちょっと意見を言わせていただきたかったなというのが感想です。

以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、三宅委員，お願いいたします。

三宅委員 6年ですか，いろいろありがとうございました。とても無知で，とりとめの意見，質問をたくさんいたしまして，大変失礼いたしました。とてもいい経験をさせていただきましたので，今後もよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして，近藤宏二委員，お願いいたします。

近藤（宏）委員 鹿島建設の近藤でございます。第10期より務めさせていただきました，今年で10年になるかと思えます。この機に，次の委員に引き継がせていただきたいと思っておりますので，また事業者として新たな委員が参加させていただきますので，よろしくお願いいたします。

この調布市の取組，調布市の皆様もちろんのこと，環境保全審議会の委員の皆さんも大変活発な御意見，活動をされておりますので，私は大変いい取組をされていると思いますので，引き続きまた続けられることを祈念しております。どうも10年間，ありがとうございました。

事務局 続きまして，関森委員，お願いいたします。

関森委員 第8期より委員をやらせていただいております。本当に長い間なのですが，調布としてここはどうなのだろうな，ごみに関してはどうなのだろう，農業に関してどうなのかなという，調布の環境というのが常に私の頭にあって，よい刺激になっております。ありがとうございます。

特に，私は農業関係を興味深く今回も発言させていただきましたけれども，深大寺・佐須地区の保全が今もとても頭の中にあります。住宅になったのがいまだに残念で，できれば調布市として，ここは保全の場所だからということで，何か網をかけられるような方策

でもあればいいのかなというのが頭の隅にありまして、できたらお願いしたいなと思って
おります。

いろいろありがとうございました。お世話になりました。

事務局 ありがとうございました。続きまして、奥副会長、お願いいたします。

奥委員 副会長の職を仰せつかってはおりましたけれども、あまり会長を補佐するとい
う役目は果たせなかったかなと思っております。委員として出席させていただいて、調布
市としては着実に各種計画の改定をし、そしてゼロカーボンシティ宣言を市長にもしてい
ただいて、環境保全だけではなくて、ゼロカーボンシティの実現に向けた都市づくりに向
けての歩みを着実に進めていっていらっしゃるなと思っております。

少しでもそこに貢献ができたならば、私としても非常に光栄だったなと思っております。
どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。続きまして、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 私、御覧いただいても分かるように、第1回目からやっていますが、本
当に長く、皆さんには申し訳ないなと思っています。

この環境保全審議会、調布市の審議会は、ほかの市町村の審議会よりは活発な意見の交
換ができてることだと思います。とはいえ、先ほど関森さんからお話が出ましたように、
せっかくこの場で議論をし、方向づけができて、それがきちっと守られるといいますか、
特に役所がこうするのだということを決めた以上は、そこをしっかりと守っていただく。特
に今期は、佐須の農地が既に住宅の建て売りになってしまいました。

1つ場所が変わることによって、景色も変わりますし、実際に周辺の環境も変わって
くということ、内容によっては多少変わってもいいところもあるのですけれども、大筋
というのはやはりきちっと守っていただかないと、何のための審議会をやっているのかと
いうことになってしまうと思います。調布市は全体的に大筋はいいと。だけど、環境に関
しては細かいところでちゃんとやっているのかなと思うようなことが、長くやっています
と結構感じられます。そういった意味では、ぜひとも今後もしっかりと検討したことを進
めていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。どうもありが

とうございました。

事務局 ありがとうございます。続きまして、山下委員、お願いいたします。

山下委員 今期から参加させていただくようになりまして、オンラインということもあつたり、私自身の出張が入ってしまったりと、十分議論に参加できなかった印象がございますけれども、今日話題になっていた農業公園の話ですとか、調布市の環境政策について、私自身は勉強させていただく機会になったと思います。あと、市民の皆さんも、ほかと比べても大変活発に御意見など出されていて、その点でも勉強になりました。どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。続きまして、渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 多摩府中保健所の渡辺でございます。

私の場合は、異動になりまして、今年の4月から参加させていただきました。活発な意見を聞かせていただきまして、ためになったことは多数ございました。今後とも保健所としてできることについて、市と協力して頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。最後に高田会長、お願いいたします。

高田会長 齊藤前会長の後を引き継いで運営してまいりました。なるべく皆さんの意見を出していただけるように、発言の機会があるようにということで運営してまいりました。時間もトータルが限られていて、非常にたくさんの議題を扱いますところで十分発言のお時間を提供できなかったり、結論に至るところまで議論が深められなかったり、失礼いたしました。それでも皆様からいろいろな御意見をいただいた結果が、ここでの議論だけではなくて、調布市のいろいろな施策の具体的なところに反映されているのではないかと感じております。いろいろ建設的な御意見をいただいて、どうもありがとうございます。

私は、個人的にはプラスチックの問題でいろいろ関わっておりまして、個人個人の意識の変革だけではなくて、やはり社会の中での物の回し方を、地域資源循環の視点から変え

ていかないと、根本的な解決はないと考えておりますところ、途中でも申しあげましたが、調布というのは地域資源循環をやっていくのにはもってこいの場所であるということで、非常に期待しているところでありましたし、今回、農の里等でいろいろな企画が始まって、少しずつそういうもののきっかけ、スタートアップのところが見えてきたということで、今後に変期待しているところでもあります。

これもまた皆さんからのいろいろな御意見を伺う中で、そういう発言もいろいろできてきたのかなと思ひまして、皆様とこうやって議論できたこと、非常に感謝しております。2年間の期間の方もおりますし、もっと長い期間の方もおりますが、どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。なお、次期15期の委員の方、事業者選出、学識経験者、行政機関の方で引き続きお願いさせていただき委員の方もいらっしゃると思ひます。これにつきましては、3月頃に事務局から通知文を送付させていただき予定ですので、よろしくお願ひいたします。

最後に、環境部長の田波から御挨拶をさせていただきます。

環境部長 環境部長の田波でございます。

かなり時間が押しておりますので、もっと長くお話ししたかったところもありますが、簡潔にお話をさせていただきます。

第14期の環境保全審議会の委員の皆様には、この2年間、大変ありがとうございました。環境部を代表いたしまして、皆様に御礼を申しあげます。

令和3年度からということで、この2年間、委員をお務めいただきましたけれども、まさにコロナ禍ど真ん中の状況で、リモートでの会議ということで、先ほど林本さんもおっしゃってございましたけれども、私、委員の方に直接お会いできない方が何人もいらっやいまして、その点は非常に残念だったなという思ひもございまして。それから、対面でないと、会議の運営についても、高田会長をはじめ、運営の難しさというものを事務局サイドとしても感じている中で協力していただきまして、誠にありがとうございました。

令和3年度は、環境基本計画、そして地球温暖化対策実行計画、下水道ビジョン、緑の基本計画、大きな4つのマスタープランのスタート年次ということでありました。そして、先ほど御報告いたしましたけれども、廃棄物行政の基本となる一般廃棄物処理基本計画、

これは今年度中に策定ということで、来年度からのスタートということでございます。

加えまして、来年度いよいよ新しい基本構想、基本計画の下での新しい調布市行政をスタートさせていく年度でございますので、この2年間の14期の皆様方のいろいろな御意見というものを、いかにこれからの基本計画の内容にしっかりと位置付けていくのか、あるいは私どもの市政にとって、しっかりと環境を守っていくのだということを改めて肝に銘じたこの2年間ではなかったかなと思っております。

これからまた新たなスタートということで、令和5年度を進めてまいりますけれども、皆様からいただきました御指導、御助言、アドバイス等々、私ども環境部がしっかりと肝に銘じた上で、来年度から環境行政に対してしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

もし委員から離れたとしても、ぜひこの環境保全審議会、傍聴もできますし、議事録も公開してまいります。その時々でお感じになった点につきまして、何なりとまた事務局にお声がけしていただければ幸いです。また引き続き、来年度もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。この2年間、どうもありがとうございました。

以上でございます。

高田会長　ありがとうございます。委員の皆様からいろいろお言葉をいただいて、大変ありがたく思います。全体を通して何かそのほかございますでしょうか。——大丈夫ですね。

それでは、今日も非常に活発な御議論、御意見ありがとうございました。皆様、お疲れさまでした。

これをもちまして、令和4年度第3回調布市環境保全審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——